

豪雨等災害の発生時における防火安全上の留意事項



例年、梅雨期や台風期などにおいて局地的大雨や集中豪雨等が観測され、県内においては令和3年（2021年）8月に下北地方において、令和4年（2022年）8月及び令和5年（2023年）7月には鰹ヶ沢町において、いずれも大雨により多大な被害が発生しております。

これから梅雨期や台風期などを迎えるに当たり、豪雨等災害の発生時における防火安全上の留意事項について、今一度確認し災害時に備えましょう。

■ 危険物施設について

- 1 [「危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）」危険物施設の風水害等の対策について | 危険物施設の地震・風水害対策等について | 総務省消防庁 \(fdma.go.jp\)](#)を活用し、あらかじめ危険物保安上必要な措置を講じてください。また、豪雨等災害が発生した場合は、被害を受け施設又は受けたおそれのある施設は、技術上の基準に適合しているかできる限り迅速に点検し、安全を確保するとともに異常が認められた場合は、適切な措置を講じてください。
- 2 長時間停電に備え停電時の対処方法を確認の上、適切な管理を行ってください。
また、停電により計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等により、異常反応、異常重合、異常分解等から爆発を誘発し、他の施設も停止する危険があること等を踏まえ、制御電源及び当該電源に必要な燃料等を確保してください。自家発電設備を備える施設は稼働中、新たな災害が発生した場合は、サービスタンク、配管等の損傷、漏油等の発生がないか安全を確認後、再稼働をしてください。
- 3 豪雨等災害により危険物施設に破損等の被害が生じ、施設の再稼働に向けた復旧作業に伴う変更許可等の手続きが必要となる場合は、変更内容によっては軽微な変更届出書による取扱いが可能となります。

■ 消防用設備等を設置する施設について

- 1 消防用設備等の非常電源として、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備等を用いている場合については、例えば「[建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン](#)」(令和 2 年 6 月国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グループ電力安全課)等を活用し、浸水対策を講じてください。
- 2 浸水に伴い、電気コンロや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜いてください。給電が復旧し、電気機器の使用を再開する際は、浸水等により電気機器、その配線等に損傷がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認してください。
- 3 長時間停電が継続した場合については、消防用設備等が正常に作動しないことも想定されるため、コンロその他火気使用設備・器具の火元の警戒、関係者等の巡回、消火器等の設置場所及び使用方法の再確認を行うことなどにより、火災予防体制の強化を図ってください。

